

狂犬病予防注射のお知らせ

4月から計3回に分けて実施してきた狂犬病予防集合注射、残すところ6月26日(日)実施分で最後となります。愛犬家のみなさまで、愛犬にまだ狂犬病の予防注射を受けさせていない方は、この機会にぜひ受けてください。また、最近犬を飼いだめたという方で、まだ登録をされていない方は、狂犬病の注射と一緒に登録も受け付けています。併せて手続きしてください。

登録と狂犬病予防注射は、飼主の義務です。大事な家族の一員である愛犬の健康と生命を守るためにも、きちんと登録し、狂犬病予防注射を受けさせましょう。

日 時		場 所
6月26日(日) 9時~12時 / 13時~16時 (12時~13時は、昼休みのため受け付けません。)		町中央公民館駐車場
料 金	・予防注射 3,000円(注射済票のみの方は550円) ・新規登録 3,000円(鑑札票再交付の方は1,600円)	
注 意 項	① 登録している方は、予防注射のみの料金となります。また、平成23年4月1日以降に既に予防注射を受けている場合は、注射済票のみの料金となります。 ② 注射会場へは、送付されたハガキをご持参ください。 ③ おつりのないようにご協力をお願いします。	

マリンタウンをキレイにしよう ちゅら島清掃活動

参加者
大募集!

連日賑わいをみせているマリンタウンの清掃活動を行います!

平成14年度からマリンタウン海岸線防波堤周辺や環境美化促進モデル地区の一斉清掃を実施していますが、4月23日には西原マリンパーク内のきらきらビーチが海開きをしており、この夏も町内外から多数の方がお越しになるでしょう。たくさんの人をキレイな西原町で迎えるためにも、マリンタウンあがりティーダ公園、付近の海岸及び道路の清掃作業をしませんか?

■日 時 **6月11日(土)**
9:30 ~ 11:30

■集合場所 **あがりティーダ公園**

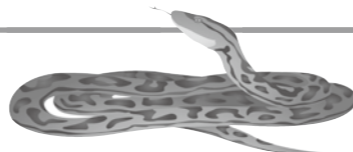
■活動内容 マリンタウンあがりティーダ公園、付近の海岸及び道路の清掃・ごみ拾い等
※ごみ袋及び飲み物等は、町民生活課で準備します。
※雨天及び雷注意報が発令された場合は中止とします。



お問い合わせ / 総務部町民生活課 環境保全係 ☎945-5018

注意で防ごうハブ咬症! ハブ対策は環境整備で!

本県には、猛毒を持つハブが生息しています。年間100件前後の咬症被害が発生しており、本町においても例外ではなく、過去10年間に13件の咬症被害が発生しています。これまでのハブ対策の推進により、近年、ハブ咬症による死傷者は、ほとんど見られなくなってきましたが、未だ住宅敷地内でハブの目撃・咬症事故が発生し、県民の日常生活に多大な影響を及ぼしています。ハブ咬症を防ぐ身近な方法としては、ハブが生息・侵入しにくい環境整備をすることが重要になります。敷地内の草刈りや餌となるネズミの駆除等の環境整備を行い、ハブによる被害を未然に防止しましょう。



6月は環境月間です!

6月は、6月5日の「環境の日」を中心とする「環境月間」となっております。そこで今回は、身近な環境に関する情報の提供と環境活動の紹介をします。

不法投棄および廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金です!



近年の廃棄物は、その量のみならず質的にも処理・処分の困難なものが急増しています。このような状況を背景として、都市近郊である西原町では、**ごみの不法投棄・不法焼却**が急激に増えており、これらを防止するため、パトロールなどを行っています。

不法投棄の予防策(例)

- こまめに草を刈り、常に見通しのきくきれいな状態にしておく。
- 柵をする、土のうを積む、入口にカギ・鎖を設けるなど進入されにくい環境を作る。
- 定期的に見回りするなど常に土地の状況を把握しておく。



自分の土地(財産)を守るのは所有者自身です。

「自分には関係ない」と知らない顔をするのではなく、地域の問題としてみんなで取り組むことが不法投棄・不法焼却を防止する最も有効な手段です。

野外焼却(野焼き)の禁止について



廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物の野外焼却(家庭での焼却を含む)、いわゆる野焼きは(一部許可を除き)禁止されており野焼きをすると法律で罰せられます。

注: 地面に穴を掘っての焼却×、ドラム缶焼却×、ブロック積み焼却×
これらは野焼きと同じです。付近住民の方への迷惑行為に当たり、有害物質発生の原因にもなりますので、野外焼却(野焼き)はやめましょう。

お問い合わせ / 西原町役場 ●総務部町民生活課 ☎945-5018 ●建設部産業課(農地) ☎945-4540
●建設部土木課(道路・河川) ☎945-4415